

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月27日

【四半期会計期間】 第38期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社 みちのく銀行

【英訳名】 THE MICHINOKU BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 杉本 康雄

【本店の所在の場所】 青森県青森市勝田一丁目3番1号

【電話番号】 (017)774局1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 藤澤 貴之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号  
株式会社 みちのく銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)3661局8011番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 小田中 和彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社みちのく銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

##### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	25,656	26,474	23,421	50,871	47,620
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	2,482	266	1,780	3,261	20,993
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	285	1,007	948		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				1,336	27,089
連結純資産額	百万円	85,665	66,391	73,064	75,511	46,715
連結総資産額	百万円	1,890,851	1,853,761	1,886,031	1,858,537	1,825,806
1株当たり純資産額	円	501.48	408.63	314.92	463.91	270.46
1株当たり中間純利益 金額(は1株当たり 中間純損失金額)	円	1.84	7.03	6.64		
1株当たり当期純利益金 額(は1株当たり当期 純損失金額)	円				8.86	189.28
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円			6.62		
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円					
自己資本比率	%	4.1	3.1	3.4	3.6	2.1
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.11				
連結自己資本比率 (国内基準)	%		10.05	11.61	11.11	8.76
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,296	8,270	74,454	68,700	20,122
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	7,575	23,114	90,625	64,697	34,430
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	7,285	4,824	19,325	2,748	5,002
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	33,803	37,382	39,797		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				27,353	36,655
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,571 [922]	1,563 [938]	1,579 [875]	1,476 [925]	1,538 [931]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。なお、平成20年度以前は、潜在株式が存在しないため潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額は記載しておりません。
- 3 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき作成しております。  
また、当行は、平成19年度中間連結会計期間までは国際統一基準を採用していましたが、平成19年度から国内基準を適用しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第36期中	第37期中	第38期中	第36期	第37期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	24,773	25,760	21,916	49,231	46,139
経常利益 (は経常損失)	百万円	2,705	213	1,421	3,430	21,213
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	645	1,136	793		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				1,967	26,870
資本金	百万円	24,167	24,167	34,167	24,167	24,167
発行済株式総数	千株	155,895	150,895	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	155,895	150,895
純資産額	百万円	76,834	58,888	65,733	67,848	39,539
総資産額	百万円	1,890,091	1,859,679	1,889,141	1,865,313	1,828,940
預金残高	百万円	1,737,297	1,738,916	1,742,688	1,732,427	1,722,091
貸出金残高	百万円	1,220,936	1,259,583	1,244,636	1,259,962	1,259,003
有価証券残高	百万円	499,582	395,915	469,175	425,614	367,393
1株当たり配当額	円	3.00			6.00	3.00
自己資本比率	%	4.1	3.2	3.47	3.6	2.2
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.98				
単体自己資本比率 (国内基準)	%		10.07	11.71	11.12	8.86
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,221 [770]	1,276 [770]	1,320 [742]	1,199 [770]	1,259 [766]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。  
3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。  
また、当行は平成19年9月までは国際統一基準を採用していましたが、平成20年3月から国内基準を適用しております。  
4 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	1,579 [875]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員7人を含み、嘱託646人及び臨時従業員227人を含んでおりません。  
2 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	1,320 [742]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員7人を含み、嘱託571人及び臨時従業員167人を含んでおりません。  
2 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。  
また、四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある異常な変動等は発生しておりません。

なお、当該事項は四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

世界経済は、新興国の成長や先進国の景気対策などにより、昨年9月に起きたリーマンショック以降の景気後退局面から、回復の兆しが見えはじめている状況にあり、国際通貨基金（IMF）は2010年世界全体の実質国内総生産（GDP）を3.1%のプラス成長と見込んでいます。

この間、わが国の経済についても、景気が持ち直しつつあり、中でも輸出や生産は海外経済の改善から増加を続け、当面は増加傾向を維持していくものとみられています。しかし、厳しい雇用・所得環境が続く中で、個人消費は弱めの動きとなっており、特に住宅投資は減少しています。国内民間需要は、耐久財の消費が各種対策の効果などから当面堅調に推移するものとみられますが、依然厳しい環境下にあることに変わりなく、引き続き弱めに推移していく可能性が高くなっています。

一方、当行の主要営業基盤である青森県経済は、個人消費については、薄型テレビや一部白物家電が家電エコポイントの効果から堅調に推移し、新車登録・届出台数もエコカー減税・補助金の効果から増加に転じています。しかしながら、大型小売店販売は、生活防衛意識の高まりから、衣料品や高額身の回り品を中心に不振が続く、飲食料品も伸び悩む状況にあり、弱めの販売地合が続いています。

このような環境のもと、第2四半期連結会計期間の経常収益は前年同期比25億34百万円減少して105億88百万円となりました。経常利益は与信費用が減少したこと等により前年同期比11億76百万円増加して5億2百万円、四半期純利益は前年同期比18億78百万円増加して95百万円となりました。

なお、第2四半期累計連結会計期間（中間期）の業績は次のとおりとなっております。

経常収益は資金運用収益の減少等により、前年同期比30億53百万円減少して234億21百万円となりました。

一方、経常費用は、与信費用の減少等により前年同期比45億68百万円減少して216億40百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年同期比15億14百万円増加して17億80百万円、中間純利益は19億55百万円増加して9億48百万円となりました。

預金残高は、法人預金が増加したことを中心として前連結会計年度末比205億円増加して1兆7,362億円となりました。

貸出金残高は、地元経済の停滞を背景に資金需要の伸び悩みから、前連結会計年度末比146億円減少して1兆2,467億円となりました。

有価証券残高は、金融市場が依然として不安定な中、適切なリスクコントロールを意識しつつ株式等を圧縮し国債等へ投資を振り向けた結果、前連結会計年度末比1,018億円増加して4,667億円となりました。なお、当四半期連結会計期間末のその他有価証券の評価差額は24億円の含み益となっております。

国内・国際別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、6,708百万円、役務取引等収支は621百万円、その他業務収支は340百万円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は6,643百万円、役務取引等収支は763百万円、その他業務収支は330百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は64百万円、役務取引等収支は4百万円、その他業務収支は9百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	7,646	49	0	7,695
	当第2四半期連結会計期間	6,643	64		6,708
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	9,149	148	114	9,183
	当第2四半期連結会計期間	7,769	155	97	7,827
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	1,502	98	113	1,487
	当第2四半期連結会計期間	1,125	91	97	1,119
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	838	3	157	684
	当第2四半期連結会計期間	763	4	145	621
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,854	6	317	1,543
	当第2四半期連結会計期間	1,779	6	296	1,489
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1,015	2	159	858
	当第2四半期連結会計期間	1,016	2	150	868
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	1,029	93		1,123
	当第2四半期連結会計期間	330	9		340
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	1,614	0		1,614
	当第2四半期連結会計期間	352	9		363
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	584	93		490
	当第2四半期連結会計期間	22			22

- (注) 1 国内業務部門は当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下、「国内連結子会社」という。)の円建取引であり、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外に本店を有する子会社(以下、「海外連結子会社」という。)の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
- 2 資金調達費用は金銭の信託見合費用10百万円を控除して表示しております。
- 3 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。



国内・国際別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は1,489百万円となりました。このうち、国内業務部門の役務取引等収益は1,779百万円、国際業務部門の役務取引等収益は6百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間の役務取引等費用は868百万円になりました。このうち、国内業務部門の役務取引等費用は1,016百万円、国際業務部門の役務取引等費用は2百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,854	6	317	1,543
	当第2四半期連結会計期間	1,779	6	296	1,489
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	286			286
	当第2四半期連結会計期間	288			288
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	480	6	0	486
	当第2四半期連結会計期間	460	5	0	466
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	1			1
	当第2四半期連結会計期間	0			0
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	214			214
	当第2四半期連結会計期間	221			221
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	6			6
	当第2四半期連結会計期間	6			6
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	209		62	146
	当第2四半期連結会計期間	235		87	148
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1,015	2	159	858
	当第2四半期連結会計期間	1,016	2	150	868
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	96	2	0	99
	当第2四半期連結会計期間	89	2		92

(注) 1 国内業務部門とは当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは、当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

## 国内・国際別預金残高の状況

## 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成20年9月30日	1,737,026	1,889	6,446	1,732,469
	平成21年9月30日	1,740,447	2,240	6,483	1,736,204
うち流動性預金	平成20年9月30日	737,707		844	736,863
	平成21年9月30日	758,807		872	757,934
うち定期性預金	平成20年9月30日	978,955		5,600	973,355
	平成21年9月30日	967,569		5,600	961,969
うちその他	平成20年9月30日	20,363	1,889	2	22,250
	平成21年9月30日	14,070	2,240	10	16,300
譲渡性預金	平成20年9月30日				
	平成21年9月30日				
総合計	平成20年9月30日	1,737,026	1,889	6,446	1,732,469
	平成21年9月30日	1,740,447	2,240	6,483	1,736,204

(注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 定期性預金 = 定期預金

国内・国際別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,258,290	100.00
製造業	79,141	6.28
農業	15,433	1.22
林業	748	0.05
漁業	1,054	0.08
鉱業	929	0.07
建設業	66,837	5.31
電気・ガス・熱供給・水道業	14,968	1.18
情報通信業	3,730	0.29
運輸業	24,764	1.96
卸売・小売業	119,399	9.48
金融・保険業	88,647	7.04
不動産業	122,150	9.70
各種サービス業	202,333	16.08
地方公共団体	129,668	10.30
その他	388,482	30.87
国際業務部門	2,254	100.00
政府等		
金融機関		
その他	2,254	100.00
合計	1,260,545	

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,245,004	100.00
製造業	69,891	5.61
農業、林業	16,451	1.32
漁業	980	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	961	0.07
建設業	59,267	4.76
電気・ガス・熱供給・水道業	25,575	2.05
情報通信業	5,041	0.40
運輸業、郵便業	31,961	2.56
卸売業、小売業	120,938	9.71
金融業、保険業	89,652	7.20
不動産業、物品賃貸業	150,768	12.10
学術研究・専門・技術サービス業	1,886	0.15
宿泊業	8,919	0.71
飲食業	9,063	0.72
生活関連サービス業・娯楽業	6,494	0.52
教育・学習支援業	6,976	0.56
医療・福祉	74,902	6.01
その他のサービス	44,093	3.54
地方公共団体	142,313	11.43
その他	378,863	30.43
国際業務部門	1,726	100.00
政府等		
金融機関		
その他	1,726	100.00
合計	1,246,730	

(注) 1 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

## (2) キャッシュ・フローの状況

第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては次のようになりました。

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては貸出金の増加及び預金の減少等により235億円の減少、投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては有価証券の償還等により68億円の増加、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては新株(A種優先株式)の発行による収入等により197億円の増加となりました。

また、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は397億円となりました。

## (3) 対処すべき課題

対処すべき課題の認識について、重要な変更はありません。

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

### 1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	17,134	15,627	1,507
経費(除く臨時処理分)	12,893	11,960	933
人件費	6,093	5,412	681
物件費	6,151	5,855	296
税金	648	692	44
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,241	3,666	575
一般貸倒引当金繰入額	1,324	857	467
業務純益	5,565	4,524	1,041
うち債券関係損益	792	40	752
臨時損益	5,779	3,103	2,676
株式関係損益	625	266	359
不良債権処理損失	7,024	2,621	4,403
貸出金償却	3	2	1
個別貸倒引当金繰入額	6,191	2,551	3,640
債権売却損	681		681
偶発損失引当金繰入額	148	67	81
その他臨時損益	619	748	1,367
経常利益(は経常損失)	213	1,421	1,634
特別損益	321	49	370
うち固定資産処分損益	91	37	54
うち減損損失	261		261
税引前中間純利益(は税引前中間純損失)	535	1,470	2,005
法人税、住民税及び事業税	19	19	0
法人税等調整額	581	657	76
法人税等合計	600	676	76
中間純利益(は中間純損失)	1,136	793	1,929

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.11	1.98	0.13
(イ)貸出金利回	2.39	2.22	0.17
(ロ)有価証券利回	1.63	1.65	0.02
(2) 資金調達原価	1.82	1.63	0.19
(イ)預金等利回	0.30	0.22	0.08
(ロ)外部負債利回	1.53	0.77	0.76
(3) 総資金利鞘	-	0.29	0.06

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

## 3 ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	13.35	13.89	0.54
業務純益ベース	17.51	17.14	0.37
中間純利益ベース	3.57	3.00	6.57

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,738,916	1,742,688	3,772
預金(平残)	1,716,731	1,724,475	7,744
貸出金(未残)	1,259,583	1,244,636	14,947
貸出金(平残)	1,235,368	1,232,956	2,412

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,339,962	1,350,465	10,503
法人	310,775	308,128	2,647
公金	69,501	74,596	5,095
金融機関	18,675	9,497	9,178
合計	1,738,916	1,742,688	3,772

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	406,409	396,469	9,940
住宅ローン残高	343,643	336,749	6,894
その他ローン残高	62,765	59,719	3,045

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	859,203	841,752	17,451
総貸出金残高	百万円	1,259,583	1,244,636	14,947
中小企業等貸出金比率	/ %	68.21	67.63	0.58
中小企業等貸出先件数	件	137,418	131,361	6,057
総貸出先件数	件	137,686	131,622	6,064
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.80	99.80	0.00

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	1	2		
保証	1,808	13,987	1,655	12,506
計	1,809	13,989	1,655	12,506

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,167	34,167
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	19,775	29,774
	利益剰余金	27,757	2,164
	自己株式( )	2,702	2,666
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	64	62
	その他有価証券の評価差損( )	11,227	
	為替換算調整勘定	53	
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	8,013	8,062
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	8,000	8,000
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 ( )		
計 (A)	65,773	71,440	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	8,000	8,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	539	538
	一般貸倒引当金	5,412	5,035
	負債性資本調達手段等	15,800	17,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	15,800	17,000
	計	21,751	22,574
うち自己資本への算入額 (B)	21,751	22,574	
控除項目	控除項目(注4) (C)	479	429
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	87,045	93,585
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	782,001	729,343
	オフ・バランス取引等項目	17,115	12,914
	信用リスク・アセットの額 (E)	799,117	742,258
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G) / 8%	66,906	63,480
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,352	5,078
	計(E) + (F) (H)	866,023	805,738
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		10.05	11.61
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100(%)		7.59	8.86



- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,167	34,167
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	19,775	19,167
	その他資本剰余金		10,606
	利益準備金	4,392	85
	その他利益剰余金	23,914	2,834
	その他	8,064	8,062
	自己株式( )	2,684	2,666
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	64	62
	その他有価証券の評価差損( )	11,226	
	新株予約権		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 ( )		
	計 (A)	66,339	72,196
	補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	8,000
うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		8,000	8,000
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		539	538
一般貸倒引当金		5,439	5,032
負債性資本調達手段等		15,800	17,000
うち永久劣後債務(注2)			
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	15,800	17,000	
計	21,778	22,571	
うち自己資本への算入額 (B)	21,778	22,571	
控除項目	控除項目(注4) (C)	467	417
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	87,650	94,350
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	788,703	732,982
	オフ・バランス取引等項目	17,115	12,914
	信用リスク・アセットの額 (E)	805,818	745,897
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (G) / 8% ) (F)	64,447	59,257
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,155	4,740
	計( (E) + (F) ) (H)	870,266	805,154
単体自己資本比率（国内基準） = D / H × 100(%)		10.07	11.71
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		7.62	8.96

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(\*) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主な性質は次のとおりであります。

発行体	Michinoku Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成30年1月の配当支払日以降のいずれかの配当支払日に、発行会社はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全部（一部は不可）を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間（平成30年の配当支払日まで）は固定配当。ただし、平成30年1月の配当支払日以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	80億円（1口あたり10,000,000円）
発行日	平成19年9月26日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成20年1月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とし、直後の営業日が翌月となる場合には直前の営業日とする。
配当停止事由	以下の強制停止事由が発生した場合、配当支払日における配当は支払われず任意停止事由が発生した場合、当行は配当を停止することができる。 (1) 以下のいずれかの強制停止事由 ・ 当行につき、清算手続(会社法に基づく特別清算手続を含む。)が開始された場合、当行に対して破産手続開始の決定がなされた場合、若しくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合(清算事由) ・ 当行につき、会社更生法に基づく更生手続の開始決定、若しくは民事再生法に基づく再生手続の開始決定がなされた場合（更生事由） ・ 当行につき、債務を弁済期において弁済する能力がない場合、若しくは債務超過である場合（支払不能事由） ・ 監督当局が、当行が支払不能若しくは債務超過の状態にあること、若しくは当行を管理の対象とすることを宣言した場合(公的介入) (2) 以下のいずれかの任意停止事由 ・ 銀行関連規制にしたがって計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が最低水準を下回っており、かつかかる状態が継続している場合(監督事由) ・ 当行が直前に終了した事業年度について普通株式に対する配当を行わず、かつ行わないことを宣言した場合、また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配可能額制限の適用がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	ある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する。 但し、いずれの配当支払日においても、当該配当支払日に関して、強制停止事由が生じておらず、かつ有効な停止通知が交付されていないことを条件とする。
残余財産分配請求額	1口あたり10,000,000円

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	233	181
危険債権	432	386
要管理債権	74	9
正常債権	12,056	12,055

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
A種優先株式	300,000,000
計	600,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	150,895,263	150,895,263	東京証券取引所 市場第一部	(注)1
A種優先株式	40,000,000	40,000,000	非上場	(注)2
計	190,895,263	190,895,263		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(単元株式数1,000株)であります。

2. 無議決権株式(単元株式数1,000株)であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。なお、A種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

#### (1) A種優先配当金

当銀行は、定款第42条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### (2) A種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 初年度A種優先配当金 ÷ A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年率決定日として算出する。)に0.95%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げ

る。)とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

$$A種優先配当年率 = \text{日本円TIBOR}(12ヶ月物) + 0.95\%$$

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

### (3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

### (4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### (5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款第43条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

### (6) 残余財産

#### 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

### (8) 普通株式を対価とする取得請求権

#### 取得請求権



A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成29年4月1日から平成36年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から(当日を含まない。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除く。)における終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)を「下限取得価額」という(ただし、下記 による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価(下記ハ.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行

の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記八.(iv)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合  
調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

- 八. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本に準じて調整する。

- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効

な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

( ) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

二. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記八.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### 合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### 取得請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号  
中央三井信託銀行株式会社 本店

#### 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

### (9) 金銭を対価とする取得条項

#### 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

#### 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 において、上記(6) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

### (10) 普通株式を対価とする取得条項

#### 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年9月30日 (注)	40,000	190,895	10,000	34,167	10,000	19,167

(注) 第三者割当 (A種優先株式)

発行株数 40,000千株

発行価格 500円

資本組入額 250円

割当先 株式会社整理回収機構

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	40,000	20.95
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,130	6.35
みちのくリース株式会社	青森県青森市本町橋本一丁目4番10号	3,936	2.06
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,757	1.96
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,232	1.69
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,176	1.66
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,175	1.66
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	2,771	1.45
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,504	1.31
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	2,417	1.26
計		77,099	40.38

- (注) 1 所有株式数は、千株未満を切捨てて表示しております。  
2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。  
3 大株主は、平成21年9月30日現在の株主名簿に基づくものであります。  
4 当行は、自己株式8,034千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.20%)を保有しておりますが、上記記載には含めておりません。  
5 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該株式の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。  
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 12,130千株

## 所有議決権数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,130	8.61
みちのくリース株式会社	青森県青森市本町橋本一丁目4番10号	3,936	2.79
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,757	2.66
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,232	2.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,176	2.25
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,175	2.25
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	2,771	1.96
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,504	1.77
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	2,417	1.71
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	2,163	1.53
計		39,261	27.86

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 40,000,000		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,034,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 140,873,000	140,873	同上
単元未満株式	普通株式 1,988,263		(注)2
発行済株式総数	190,895,263		
総株主の議決権		140,873	

(注)1 A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式584株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目3番1号	8,034,000		8,034,000	4.20
計		8,034,000		8,034,000	4.20

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	259	251	235	215	215	209
最低(円)	203	198	201	196	199	190

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A種優先株式

A種優先株式は、非上場株式であるため該当ありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。



1【中間連結財務諸表】  
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	48,691	50,353	47,121
コールローン及び買入手形	104,167	63,491	106,598
買入金銭債権	8,580	7,058	7,579
商品有価証券	82	198	186
金銭の信託	21,114	19,906	19,994
有価証券	1, 8, 14 391,855	1, 8, 14 466,754	1, 8, 14 364,972
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 1,260,545	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 1,246,730	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 1,261,379
外国為替	6 1,665	6 534	6 638
その他資産	8 6,916	8 24,592	8 8,878
有形固定資産	10, 11 12,444	10, 11 13,726	10, 11 12,230
無形固定資産	1,341	1,647	1,565
繰延税金資産	18,222	12,247	13,888
支払承諾見返	13,989	12,506	12,879
貸倒引当金	35,856	33,716	32,106
資産の部合計	1,853,761	1,886,031	1,825,806
<b>負債の部</b>			
預金	8 1,732,469	8 1,736,204	8 1,715,730
借入金	8, 12 2,015	8, 12 6,000	8, 12 11,000
外国為替	86	116	17
社債	13 15,000	13 15,000	13 15,000
その他負債	10,484	29,995	10,987
賞与引当金	1,312	924	1,195
退職給付引当金	10,083	10,160	10,131
役員退職慰労引当金	174	244	208
睡眠預金払戻損失引当金	472	540	670
偶発損失引当金	332	326	323
利息返還損失引当金	71	69	67
再評価に係る繰延税金負債	10 879	10 877	10 879
支払承諾	13,989	12,506	12,879
負債の部合計	1,787,369	1,812,967	1,779,091
<b>純資産の部</b>			
資本金	24,167	34,167	24,167
資本剰余金	19,775	29,774	19,775
利益剰余金	27,757	2,164	1,645
自己株式	2,702	2,666	2,665
株主資本合計	68,998	63,440	42,923
その他有価証券評価差額金	11,227	1,481	4,323
繰延ヘッジ損益	234	251	277
土地再評価差額金	10 318	10 319	10 318
為替換算調整勘定	53	-	-
評価・換算差額等合計	10,620	1,549	4,282
少数株主持分	8,013	8,073	8,074
純資産の部合計	66,391	73,064	46,715
負債及び純資産の部合計	1,853,761	1,886,031	1,825,806

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
経常収益	26,474	23,421	47,620
資金運用収益	19,180	17,778	36,274
(うち貸出金利息)	14,977	13,900	29,735
(うち有価証券利息配当金)	3,903	3,778	6,018
役務取引等収益	3,067	2,924	6,030
その他業務収益	1,615	407	1,616
その他経常収益	2,611	2,310	3,699
経常費用	26,208	21,640	68,613
資金調達費用	3,057	2,382	5,596
(うち預金利息)	2,660	1,932	4,924
役務取引等費用	1,721	1,740	3,730
その他業務費用	943	319	11,184
営業経費	13,692	12,924	26,822
その他経常費用	6,793 <sup>1</sup>	4,273 <sup>1</sup>	21,280 <sup>1</sup>
経常利益又は経常損失( )	266	1,780	20,993
特別利益	40	87	114
固定資産処分益	8	0	8
償却債権取立益	32	87	105
特別損失	361	37	444
固定資産処分損	99	37	182
減損損失	261 <sup>2</sup>	- <sup>2</sup>	261 <sup>2</sup>
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 ( )	54	1,830	21,323
法人税、住民税及び事業税	32	45	46
法人税等調整額	828	661	5,510
法人税等合計	860	706	5,556
少数株主利益	91	174	208
中間純利益又は中間純損失( )	1,007	948	27,089

## (3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>			
資本金			
前期末残高	24,167	24,167	24,167
当中間期変動額			
新株の発行	-	10,000	-
当中間期変動額合計	-	10,000	-
当中間期末残高	24,167	34,167	24,167
資本剰余金			
前期末残高	19,775	19,775	19,775
当中間期変動額			
新株の発行	-	10,000	-
自己株式の処分	-	0	-
当中間期変動額合計	-	9,999	-
当中間期末残高	19,775	29,774	19,775
利益剰余金			
前期末残高	30,954	1,645	30,954
当中間期変動額			
剰余金の配当	436	428	436
中間純利益又は中間純損失( )	1,007	948	27,089
自己株式の処分	5	-	34
自己株式の消却	1,804	-	1,804
土地再評価差額金の取崩	56	1	56
当中間期変動額合計	3,196	518	29,308
当中間期末残高	27,757	2,164	1,645
自己株式			
前期末残高	3,798	2,665	3,798
当中間期変動額			
持分比率異動による増加高	4	-	4
自己株式の取得	727	2	769
自己株式の処分	22	1	101
自己株式の消却	1,804	-	1,804
当中間期変動額合計	1,095	1	1,132
当中間期末残高	2,702	2,666	2,665
株主資本合計			
前期末残高	71,099	42,923	71,099
当中間期変動額			
新株の発行	-	20,000	-
剰余金の配当	436	428	436
中間純利益又は中間純損失( )	1,007	948	27,089
持分比率異動による増加高	4	-	4
自己株式の取得	727	2	769
自己株式の処分	17	0	66
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	56	1	56
当中間期変動額合計	2,101	20,516	28,175
当中間期末残高	68,998	63,440	42,923
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	4,096	4,323	4,096
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	7,130	5,804	226
当中間期変動額合計	7,130	5,804	226

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
当中間期末残高	11,227	1,481	4,323
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	217	277	217
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	452	26	60
当中間期変動額合計	452	26	60
当中間期末残高	234	251	277
土地再評価差額金			
前期末残高	374	318	374
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	56	1	56
当中間期変動額合計	56	1	56
当中間期末残高	318	319	318
為替換算調整勘定			
前期末残高	286	-	286
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	233	-	286
当中間期変動額合計	233	-	286
当中間期末残高	53	-	-
評価・換算差額等合計			
前期末残高	3,652	4,282	3,652
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	56	1	56
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6,911	5,830	573
当中間期変動額合計	6,968	5,832	630
当中間期末残高	10,620	1,549	4,282
少数株主持分			
前期末残高	8,064	8,074	8,064
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	50	0	10
当中間期変動額合計	50	0	10
当中間期末残高	8,013	8,073	8,074
純資産合計			
前期末残高	75,511	46,715	75,511
当中間期変動額			
新株の発行	-	20,000	-
剰余金の配当	436	428	436
中間純利益又は中間純損失( )	1,007	948	27,089
持分比率異動による増加高	4	-	4
自己株式の取得	727	2	769
自己株式の処分	17	0	66
土地再評価差額金の取崩	-	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6,962	5,830	563
当中間期変動額合計	9,119	26,348	28,795
当中間期末残高	66,391	73,064	46,715

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 ( )	54	1,830	21,323
減価償却費	686	689	1,409
減損損失	261	-	261
持分法による投資損益 ( は益 )	0	0	0
貸倒引当金の増減 ( )	1,225	1,609	2,524
賞与引当金の増減額 ( は減少 )	32	270	84
退職給付引当金の増減額 ( は減少 )	38	28	87
役員退職慰労引当金の増減額 ( は減少 )	28	36	62
睡眠預金払戻損失引当金の増減 ( )	104	129	93
偶発損失引当金の増減 ( )	148	2	139
利息返還損失引当金の増減額 ( は減少 )	71	2	67
資金運用収益	19,180	17,778	36,274
資金調達費用	3,057	2,382	5,596
有価証券関係損益 ( )	1,477	306	19,524
金銭の信託の運用損益 ( は運用益 )	1,149	77	1,395
為替差損益 ( は益 )	10	13	3
固定資産処分損益 ( は益 )	91	37	174
貸出金の純増 ( ) 減	1,023	14,648	189
預金の純増減 ( )	7,164	20,473	9,574
借入金 ( 劣後特約付借入金を除く ) の純増減 ( )	15	5,000	9,000
預け金 ( 日銀預け金を除く ) の純増 ( ) 減	672	90	1,515
コールローン等の純増 ( ) 減	16,544	43,628	17,973
コールマネー等の純増減 ( )	60	-	60
外国為替 ( 資産 ) の純増 ( ) 減	1,212	104	186
外国為替 ( 負債 ) の純増減 ( )	154	98	223
資金運用による収入	19,147	15,787	34,962
資金調達による支出	2,707	3,643	4,719
その他	743	264	1,154
小計	8,250	74,496	20,099
法人税等の還付額	4	2	5
法人税等の支払額	25	44	28
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,270	74,454	20,122
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	471,204	417,484	753,604
有価証券の売却による収入	189,001	33,035	190,420
有価証券の償還による収入	305,887	295,191	597,670
金銭の信託の減少による収入	-	-	1,376
有形固定資産の取得による支出	405	1,036	828
無形固定資産の取得による支出	211	343	682
有形固定資産の売却による収入	79	11	110
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	32	-	32
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,114	90,625	34,430
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
劣後特約付借入金の返済による支出	3,500	-	3,500
株式の発行による収入	-	19,962	-
配当金の支払額	436	428	436
少数株主への配当金の支払額	175	175	350
自己株式の取得による支出	727	2	769
自己株式の売却による収入	17	0	53
リース債務の返済による支出	3	30	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,824	19,325	5,002

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	10	13	3
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	10,029	3,141	9,302
現金及び現金同等物の期首残高	27,353	36,655	27,353
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 37,382	1 39,797	1 36,655

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 会社名 株式会社みちのくサービスセンター 株式会社みちのくオフィスサービス みち銀総合管理株式会社 北日本財務(香港)有限公司 みちのく信用保証株式会社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limited みちのくカード株式会社 なお、みちのくカード株式会社は株式の追加取得により当中間連結会計期間より連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 会社名 株式会社みちのくサービスセンター 株式会社みちのくオフィスサービス みち銀総合管理株式会社 みちのく信用保証株式会社 みちのくカード株式会社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 会社名 株式会社みちのくサービスセンター 株式会社みちのくオフィスサービス みち銀総合管理株式会社 みちのく信用保証株式会社 みちのくカード株式会社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limited みちのくカード株式会社は株式の追加取得により当連結会計年度から連結しております。 北日本財務(香港)有限公司は平成21年 3月23日に解散しましたので連結の範囲より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 みちのくキャピタル株式会社</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 みちのくキャピタル株式会社</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 みちのくキャピタル株式会社</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 6社</p> <p>(2) 子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 6社</p> <p>(2) 子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 6社</p> <p>(2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年~50年 その他 : 2年~20年</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左  (ロ) 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  (ロ) 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年~50年 動産 : 2年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>リース資産 同左</p>	<p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>リース資産 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,502百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,290百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,914百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準 睡眠預金払戻引当金は、一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金（以下「睡眠預金」という。）の払戻に備えるため、過去の一定期間の睡眠預金の払戻実績率から将来の払戻金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左</p> <p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(13) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(14)重要なヘッジ会計の処理方法 当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。 当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。</p> <p>(15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(13) リース取引の処理方法 同左</p> <p>(14)重要なヘッジ会計の処理方法 同左</p> <p>(15)消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(13) リース取引の処理方法 同左</p> <p>(14)重要なヘッジ会計の処理方法 同左</p> <p>(15)消費税等の会計処理 同左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる中間連結貸借対照表等への影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p>		<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる連結貸借対照表等への影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(金融資産の時価評価) 売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。</p> <p>なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて有価証券が3,512百万円増加、その他有価証券評価差額金が3,512百万円増加しております。</p>		<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態であると判断し、当連結会計年度末においては合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は2,682百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>

## 【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,630百万円、延滞債権額は60,421百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,850百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,902百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式17百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,102百万円、延滞債権額は52,943百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,581百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,628百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式17百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,464百万円、延滞債権額は50,345百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,081百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は58,891百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,255百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、12,752百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 30,246百万円 現金 33百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,745百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,120百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち、保証金は458百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、237,640百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が233,540百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,704百万円です。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、5,639百万円です。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 33,564百万円 貸出金 6,250百万円 現金 32百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,871百万円 借入金 4,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券53,341百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち、保証金は552百万円です。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、226,121百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が223,221百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,471百万円です。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、6,548百万円です。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 33,369百万円 貸出金 7,937百万円 現金 32百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,642百万円 借入金 9,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,523百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち、保証金は447百万円です。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、235,983百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が233,519百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p>



前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 1,338百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 13,855百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 1,496百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 14,584百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 1,338百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 14,258百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,420百万円であります。	14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,645百万円であります。	14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,720百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																															
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却34百万円、貸倒引当金繰入額5,095百万円及び株式等償却265百万円を含んでおります。</p> <p>2 当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額261百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却8百万円、貸倒引当金繰入額1,983百万円、株式等売却損847百万円、株式等償却197百万円及び連結子会社のその他資産の売却費用920百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却3,130百万円、株式等償却8,902百万円を含んでおります。</p> <p>2 当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額261百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県内</td> <td>営業用店舗 11か所</td> <td>土地建物</td> <td>206百万円</td> </tr> <tr> <td>青森県外</td> <td>営業用店舗 3か所</td> <td>土地建物</td> <td>55百万円</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>遊休資産</td> <td>建物</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	青森県内	営業用店舗 11か所	土地建物	206百万円	青森県外	営業用店舗 3か所	土地建物	55百万円	-	遊休資産	建物	0百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県内</td> <td>営業用店舗 11か所</td> <td>土地建物</td> <td>206百万円</td> </tr> <tr> <td>青森県外</td> <td>営業用店舗 3か所</td> <td>土地建物</td> <td>55百万円</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>遊休資産</td> <td>土地建物 動産</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、原則として個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。</p> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	青森県内	営業用店舗 11か所	土地建物	206百万円	青森県外	営業用店舗 3か所	土地建物	55百万円	-	遊休資産	土地建物 動産	0百万円
地域	主な用途	種類	減損損失																														
青森県内	営業用店舗 11か所	土地建物	206百万円																														
青森県外	営業用店舗 3か所	土地建物	55百万円																														
-	遊休資産	建物	0百万円																														
地域	主な用途	種類	減損損失																														
青森県内	営業用店舗 11か所	土地建物	206百万円																														
青森県外	営業用店舗 3か所	土地建物	55百万円																														
-	遊休資産	土地建物 動産	0百万円																														

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	155,895	-	5,000	150,895	(注)
合計	155,895	-	5,000	150,895	
自己株式					
普通株式	10,507	2,587	5,061	8,033	(注)
合計	10,507	2,587	5,061	8,033	

- (注) 1 発行済株式の減少5,000千株は自己株式の消却による減少であります。  
 2 普通株式の増加2,587千株のうち、2,500千株は定款に定める取締役会決議による買受による増加、また、87千株は単元未満株式の買受等による増加であります。  
 3 普通株式の減少5,061千株のうち、5,000千株は消却による減少、61千株は単元未満株式の買増による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	436	3.0	平成20年3月31日	平成20年6月27日

当中間連結会計期間（自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895			150,895	
A種優先株式		40,000		40,000	(注) 1
合計	150,895	40,000		190,895	
自己株式					
普通株式	8,024	13	3	8,034	(注) 2
A種優先株式					
合計	8,024	13	3	8,034	

- (注) 1 A種優先株式の発行済株式40,000千株の増加は、第三者割当による新株の発行による増加であります。  
2 普通株式の自己株式の増加13千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少3千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 6月25日 定時株主総会	普通株式	428	3.0	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日

前連結会計年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	155,895	-	5,000	150,895	
合計	155,895	-	5,000	150,895	
自己株式					
普通株式	10,507	2,794	5,277	8,024	(注)
合計	10,507	2,794	5,277	8,024	

(注) 1 普通株式の増加2,794千株のうち、2,500千株は定款に定める取締役会決議による買受による増加、また、294千株は単元未満株式の買受等による増加であります。

2 普通株式の減少5,277千株のうち、5,000千株は自己株式の消却による減少、32千株は持分法関連会社保有の自己株式の処分による減少、また、244千株は単元未満株式の買増による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	436	3.0	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	428	その他 利益剰余金	3.0	平成21年3月31日	平成21年6月26日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年 9月30日現在 現金預け金勘定 48,691百万円 定期預け金 10,000百万円 その他 1,308百万円 現金及び現金同等物 37,382百万円	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年 9月30日現在 現金預け金勘定 50,353百万円 定期預け金 10,000百万円 その他 556百万円 現金及び現金同等物 39,797百万円	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年 3月31日現在 現金預け金勘定 47,121百万円 定期預け金 10,000百万円 その他 465百万円 現金及び現金同等物 36,655百万円

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、営業用自動車であります。 (イ) 無形固定資産 該当ございません。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 営業用店舗建物のうち1ヶ店(国道支店)であります。 (イ) 無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 当連結会計年度末においてリース資産はありません。  リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,056百万円 無形固定資産 1,929百万円 合計 3,985百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,552百万円 無形固定資産 1,325百万円 合計 2,877百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 503百万円 無形固定資産 604百万円 合計 1,107百万円</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,409百万円 無形固定資産 1,914百万円 合計 3,323百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,132百万円 無形固定資産 1,568百万円 合計 2,701百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 276百万円 無形固定資産 346百万円 合計 622百万円</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,633百万円 無形固定資産 1,926百万円 合計 3,560百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,250百万円 無形固定資産 1,451百万円 合計 2,702百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 382百万円 無形固定資産 474百万円 合計 857百万円</p>
<p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 522百万円 1年超 675百万円 合計 1,197百万円</p>	<p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 393百万円 1年超 284百万円 合計 678百万円</p>	<p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 484百万円 1年超 448百万円 合計 932百万円</p>
<p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 357百万円 減価償却費相当額 314百万円 支払利息相当額 26百万円</p>	<p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 269百万円 減価償却費相当額 235百万円 支払利息相当額 15百万円</p>	<p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 647百万円 減価償却費相当額 568百万円 支払利息相当額 46百万円</p>
<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>



(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」に含まれている貸付債権信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,999	1,998	1

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	24,820	21,519	3,300
債券	305,132	305,944	812
国債	171,767	171,930	163
地方債	70,985	71,224	239
短期社債	-	-	-
社債	62,379	62,789	410
その他	63,990	55,221	8,768
合計	393,943	382,686	11,257

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて「国債」の中間連結貸借対照表計上額と評価差額は3,512百万円増加しております。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
- なお、当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて187百万円(うち株式187百万円)を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格の一定水準以下で推移している銘柄

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,420
その他有価証券	
非上場株式	2,781
非上場外国証券	212
貸付債権信託受益権	7,230
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	755

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,999	2,010	10

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	10,858	10,579	279
債券	416,720	421,939	5,218
国債	267,579	269,354	1,774
地方債	77,903	79,593	1,689
短期社債			
社債	71,237	72,992	1,754
その他	27,458	24,958	2,499
合計	455,037	457,477	2,439

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて112百万円(うち株式112百万円)を減損処理しております。
- また、時価が「著しく下落した」と判断されるための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。
- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
  - ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格の一定水準以下で推移している銘柄

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は2,544百万円増加、「繰延税金資産」は960百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,584百万円増加しております。

なお、変更利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,645
その他有価証券	
非上場株式	2,554
非上場外国証券	184
貸付債権信託受益権	5,433
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	876
関連会社株式	17

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	186	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	1,999	2,010	10	10	

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。  
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	17,291	15,053	2,237	263	2,501
債券	291,428	293,387	1,958	2,551	592
国債	143,359	144,022	663	959	295
地方債	81,572	82,026	453	665	211
短期社債					
社債	66,497	67,338	841	926	85
その他	51,114	47,051	4,062		4,062
合計	359,834	355,492	4,341	2,814	7,156

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて17,285百万円(うち株式4,754百万円、その他の証券12,530百万円)を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格の一定水準以下で推移している銘柄

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」と「その他有価証券評価差額金」は2,682百万円増加しております。

なお、変更利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	170,320	2,769	2,818

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,720
その他有価証券	
非上場株式	2,647
非上場外国証券	200
貸付債権信託受益権	6,182
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	894
関連会社株式	17

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	80,216	104,102	82,475	32,323
国債	69,972	28,161	15,575	32,323
地方債	1,396	29,711	50,918	
短期社債				
社債	8,847	46,229	15,981	
その他	2,884	11,639	5,732	6,632
合計	83,101	115,742	88,207	38,955

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在）  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）  
該当ありません。

前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	19,994	

- 2 満期保有目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）  
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年3月31日現在）  
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	11,227
その他有価証券	11,227
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産	-
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,227
(-)少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	11,227

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を純資産直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,441
その他有価証券	2,441
その他の金銭の信託	
(-)繰延税金負債	960
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,481
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,481

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を純資産直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。



前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,323
その他有価証券	4,323
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,323
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	4,323

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を純資産直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、下記記載から除いております。

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	9,683	317

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	557	19	19

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(注)「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、下記記載から除いておりません。

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	104	104
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	45,163	876	141
合計			981	246

(注)1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション評価計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	62	0	0

(注)1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

## 1 取引の状況に関する事項

### (1) 取引に対する取り組み方針及び取引の内容・利用目的

当行は、有価証券等の価格リスクコントロール及び外貨建資産・負債に係る為替リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、また、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

なお、金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。繰延ヘッジを行うにあたっては「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）等に基づいて、ヘッジ基本方針やヘッジ有効性の評価方法等を行内規程として定めております。当連結会計年度においてヘッジ会計を適用したヘッジ対象はその他有価証券、ヘッジ手段は金利スワップであります。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

また、区分して処理することが適当と認められる複合金融商品の組込デリバティブについては、現物の金融資産と区分処理して時価評価することとしております。

（ヘッジ会計の中止）

従来、金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度末においてはヘッジ有効性が認められないと判断されたためヘッジ会計を中止しております。

なお、ヘッジ手段についてヘッジ会計の中止以降の評価差額の変動額を当連結会計年度の費用として処理しております。

### (2) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に内包されるリスクのうち、当行の財務状況に影響を与えるリスクとしては、主として市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、金利・為替等の相場変動によって損失を被るリスクであり、信用リスクとは、取引相手方が契約不履行に陥った場合に損失が発生するリスクであります。

### (3) 取引に係るリスク管理体制

当行では、デリバティブ取引のリスク管理のため、市場取引に関する組織を、取引を執行する部署（フロントオフィス）と、勘定処理や取引の照合等を行う部署（バックオフィス）を明確に分離するとともに、市場取引に関する組織から独立したモニタリング部署としてリスク統括部（ミドルオフィス）を設置しております。

リスク統括部では、運用基準の遵守状況や各取引のポジション、損益状況、リスク量等のモニタリングを行うことにより厳格なリスク管理を実施し、結果については取締役会等へ定期的に報告がなされています。

## 2 取引の時価等に関する事項

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、下記記載から除いております。

### (1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	10,000	273	273
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	46,869	46,869	734	84
合計				1,008	188

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値等やオプション価格計算モデル等により算定しております。

#### (ヘッジ会計の中止)

従来、金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度末においてはヘッジ有効性が認められないと判断されたためヘッジ会計を中止しております。

なお、ヘッジ手段についてヘッジ会計の中止以降の評価差額の変動額を当連結会計年度の費用として処理しております。

### (2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	196		0	0
	買建	9		0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

### (5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

連結会社は、銀行業以外に一部でクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	408.63	314.92	270.46
1株当たり中間(当期) 純利益金額(は1株当 たり中間(当期)純損失 金額)	円	7.03	6.64	189.28
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純 利益金額	円	-	6.62	-

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度においては潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は記載しておりません。

		前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額				
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純 損失)	百万円	1,007	948	27,089
普通株主に 帰属しない金額	百万円	-	-	-
うち定時株主総会決 議による優先配当額	百万円	-	-	-
うち中間優先配当額	百万円	-	-	-
普通株式に係る 中間(当期)純利益 (は中間(当期)純 損失)	百万円	1,007	948	27,089
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	143,368	142,862	143,115
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益 調整額	百万円	-	-	-
うち優先配当額	百万円	-	-	-
普通株式増加数	千株	-	542	-
うち優先株式	千株	-	542	-
希薄化効果を有しな いため、潜在株式調整 後1株当たり中間(当 期)純利益金額の算 定に含めなかった潜 在株式の概要	千株	-	-	-

## 2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	百万円	66,391	73,064	46,715
純資産の部の合計額 から控除する金額 (百万円)	百万円	8,013	28,073	8,074
うち優先株式の払込 金額	百万円	-	(20,000)	-
うち少数株主持分	百万円	(8,013)	(8,073)	(8,074)
普通株式に係る中間 期(当期)末の純資 産額	百万円	58,377	44,990	38,641
1株当たり純資産額 の算定に用いられた 中間期(当期)末の 普通株式の数	千株	142,861	142,860	142,870



## (重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																
		<p>(金融機能強化法に基づく公的資金の申請検討開始)</p> <p>当行は、平成21年 5月 7日開催の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下、「金融機能強化法」という。)に基づく国の資本参加の申請(以下、「公的資金の申請」という。)に向けた検討を開始することを決議いたしました。</p> <p>1. 公的資金の申請の検討を開始する目的</p> <p>金融機能強化法の趣旨を踏まえ、更なる資本増強を図ることで、中小企業等への安定的かつ円滑な資金供給をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資することを目的とするものです。</p> <p>2. 公的資金の申請の内容</p> <p>申請の金額、資金払込みの時期等につきましては、未確定であります。</p> <p>(資本準備金及び利益準備金の減少)</p> <p>当行は、平成21年 6月25日開催の定時株主総会において、資本準備金及び利益準備金の減少を決議いたしました。</p> <p>1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的</p> <p>会社法第448条第1項に基づき、当事業年度の欠損を填補し、安定配当を維持するとともに、将来の環境変化等に対する財務戦略上の柔軟性および機動性を確保することを目的として行うものであります。</p> <p>2. 減少する資本準備金および利益準備金の額</p> <table border="1" data-bbox="922 1211 1358 1435"> <thead> <tr> <th></th> <th>減少前</th> <th>減少額</th> <th>減少後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本準備金</td> <td>19,775</td> <td>10,607</td> <td>9,167</td> </tr> <tr> <td>利益準備金</td> <td>4,392</td> <td>4,392</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24,167</td> <td>15,000</td> <td>9,167</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 資本準備金および利益準備金の額の減少の方法</p> <p>資本準備金の減少額はその他資本剰余金に、利益準備金の減少額はその他利益剰余金に振り替えます。</p>		減少前	減少額	減少後	資本準備金	19,775	10,607	9,167	利益準備金	4,392	4,392	-	計	24,167	15,000	9,167
	減少前	減少額	減少後															
資本準備金	19,775	10,607	9,167															
利益準備金	4,392	4,392	-															
計	24,167	15,000	9,167															

## 2 【その他】

### (1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
経常収益	13,122	10,588
資金運用収益	9,183	7,827
(うち貸出金利息)	7,517	6,900
(うち有価証券利息配当金)	1,531	886
役務取引等収益	1,543	1,489
その他業務収益	1,614	363
その他経常収益	781	907
経常費用	13,797	10,085
資金調達費用	1,502	1,129
(うち預金利息)	1,345	935
役務取引等費用	858	868
その他業務費用	490	22
営業経費	6,754	6,500
その他経常費用	1,419	1,565
経常利益又は経常損失( )	674	502
特別利益	6	45
固定資産処分益	0	0
償却債権取立益	6	45
特別損失	92	16
固定資産処分損	92	16
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失( )	761	532
法人税、住民税及び事業税	14	29
法人税等調整額	985	320
法人税等合計	999	349
少数株主利益	23	87
四半期純利益又は四半期純損失( )	1,783	95

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1 その他経常費用には、貸出金償却26百万円、貸倒引当金繰入額2,919百万円及び株式等償却181百万円を含んでおります。	1 その他経常費用には、貸出金償却2百万円、貸倒引当金繰入額319百万円及び株式等償却112百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年 9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年 3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	48,659	50,353	47,120
コールローン	104,167	63,491	106,598
買入金銭債権	7,688	5,882	6,526
商品有価証券	82	198	186
金銭の信託	21,114	19,906	19,994
有価証券	1, 8, 14 395,915	1, 8, 14 469,175	1, 8, 14 367,393
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 1,259,583	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 1,244,636	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 1,259,003
外国為替	6 1,665	6 534	6 638
その他資産	8 6,798	8 24,463	8 8,864
有形固定資産	10, 11 12,171	10, 11 13,524	10, 11 12,026
無形固定資産	1,314	1,623	1,537
繰延税金資産	18,297	12,273	13,910
支払承諾見返	13,989	12,506	12,879
貸倒引当金	31,769	29,428	27,740
資産の部合計	1,859,679	1,889,141	1,828,940
<b>負債の部</b>			
預金	8 1,738,916	8 1,742,688	8 1,722,091
借入金	8, 12 10,300	8, 12 14,300	8, 12 19,300
外国為替	86	116	17
社債	13 15,000	13 15,000	13 15,000
その他負債	6,173	25,743	6,734
未払法人税等	81	89	54
リース債務	36	1,085	-
その他の負債	6,055	24,568	6,680
子会社前受金	3,107	-	-
賞与引当金	1,279	905	1,166
退職給付引当金	10,081	10,159	10,129
役員退職慰労引当金	174	244	208
睡眠預金払戻損失引当金	472	540	670
偶発損失引当金	332	326	323
再評価に係る繰延税金負債	10 879	10 877	10 879
支払承諾	13,989	12,506	12,879
負債の部合計	1,800,790	1,823,407	1,789,400
<b>純資産の部</b>			
資本金	24,167	34,167	24,167
資本剰余金	19,775	29,774	19,775
資本準備金	19,775	19,167	19,775
その他資本剰余金	-	10,606	-
利益剰余金	28,302	2,908	2,543
利益準備金	4,392	85	4,392
その他利益剰余金	23,910	2,822	1,848
別途積立金	23,910	-	23,910
繰越利益剰余金	0	2,822	25,759
自己株式	2,684	2,666	2,665
株主資本合計	69,562	64,184	43,822
その他有価証券評価差額金	11,226	1,481	4,323
繰延ヘッジ損益	234	251	277
土地再評価差額金	10 318	10 319	10 318
評価・換算差額等合計	10,673	1,549	4,282
純資産の部合計	58,888	65,733	39,539
負債及び純資産の部合計	1,859,679	1,889,141	1,828,940

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
経常収益	25,760	21,916	46,139
資金運用収益	19,033	17,606	35,973
(うち貸出金利息)	14,832	13,735	29,438
(うち有価証券利息配当金)	3,902	3,771	6,020
役務取引等収益	2,678	2,508	5,230
その他業務収益	1,614	408	1,615
その他経常収益	2,434	1,393	3,321
経常費用	25,974	20,495	67,353
資金調達費用	3,250	2,566	5,971
(うち預金利息)	2,670	1,938	4,943
役務取引等費用	2,033	2,035	4,369
その他業務費用	942	319	11,179
営業経費	<sup>1</sup> 13,184	<sup>1</sup> 12,498	<sup>1</sup> 25,881
その他経常費用	<sup>2</sup> 6,563	<sup>2</sup> 3,074	<sup>2</sup> 19,951
経常利益又は経常損失( )	213	1,421	21,213
特別利益	40	86	112
固定資産処分益	8	0	8
償却債権取立益	31	86	104
特別損失	361	37	415
固定資産処分損	99	37	153
減損損失	<sup>3</sup> 261	<sup>3</sup> -	<sup>3</sup> 261
税引前中間純利益又は税引前中間純損失( )	535	1,470	21,515
法人税、住民税及び事業税	19	19	38
法人税等調整額	581	657	5,316
法人税等合計	600	676	5,354
中間純利益又は中間純損失( )	1,136	793	26,870

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	24,167	24,167	24,167
当中間期変動額			
新株の発行	-	10,000	-
当中間期変動額合計	-	10,000	-
当中間期末残高	24,167	34,167	24,167
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	19,775	19,775	19,775
当中間期変動額			
新株の発行	-	10,000	-
資本準備金の取崩	-	10,607	-
当中間期変動額合計	-	607	-
当中間期末残高	19,775	19,167	19,775
<b>その他資本剰余金</b>			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	-	10,607	-
自己株式の処分	-	0	-
当中間期変動額合計	-	10,606	-
当中間期末残高	-	10,606	-
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	19,775	19,775	19,775
当中間期変動額			
新株の発行	-	10,000	-
資本準備金の取崩	-	-	-
自己株式の処分	-	0	-
当中間期変動額合計	-	9,999	-
当中間期末残高	19,775	29,774	19,775
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	4,392	4,392	4,392
当中間期変動額			
利益準備金の取崩	-	4,392	-
利益準備金の積立	-	85	-
当中間期変動額合計	-	4,306	-
当中間期末残高	4,392	85	4,392
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	23,910	23,910	23,910
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	-	23,910	-
当中間期変動額合計	-	23,910	-
当中間期末残高	23,910	-	23,910
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	3,325	25,759	3,325
当中間期変動額			
剰余金の配当	436	428	436
利益準備金の取崩	-	4,392	-
利益準備金の積立	-	85	-
別途積立金の取崩	-	23,910	-
中間純利益又は中間純損失( )	1,136	793	26,870

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
自己株式の処分	5	-	29
自己株式の消却	1,804	-	1,804
土地再評価差額金の取崩	56	1	56
当中間期変動額合計	3,325	28,581	29,084
当中間期末残高	0	2,822	25,759
利益剰余金合計			
前期末残高	31,628	2,543	31,628
当中間期変動額			
剰余金の配当	436	428	436
利益準備金の取崩	-	-	-
利益準備金の積立	-	-	-
別途積立金の取崩	-	-	-
中間純利益又は中間純損失( )	1,136	793	26,870
自己株式の処分	5	-	29
自己株式の消却	1,804	-	1,804
土地再評価差額金の取崩	56	1	56
当中間期変動額合計	3,325	364	29,084
当中間期末残高	28,302	2,908	2,543
自己株式			
前期末残高	3,783	2,665	3,783
当中間期変動額			
自己株式の取得	727	2	769
自己株式の処分	22	1	83
自己株式の消却	1,804	-	1,804
当中間期変動額合計	1,099	1	1,118
当中間期末残高	2,684	2,666	2,665
株主資本合計			
前期末残高	71,788	43,822	71,788
当中間期変動額			
新株の発行	-	20,000	-
剰余金の配当	436	428	436
中間純利益又は中間純損失( )	1,136	793	26,870
自己株式の取得	727	2	769
自己株式の処分	17	0	53
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	56	1	56
当中間期変動額合計	2,226	20,362	27,966
当中間期末残高	69,562	64,184	43,822
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	4,097	4,323	4,097
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	7,129	5,804	226
当中間期変動額合計	7,129	5,804	226
当中間期末残高	11,226	1,481	4,323
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	217	277	217
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	452	26	60
当中間期変動額合計	452	26	60
当中間期末残高	234	251	277
土地再評価差額金			
前期末残高	374	318	374

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>当中間期変動額</b>			
土地再評価差額金の取崩	56	1	56
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>56</b>	<b>1</b>	<b>56</b>
当中間期末残高	318	319	318
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	3,939	4,282	3,939
<b>当中間期変動額</b>			
土地再評価差額金の取崩	56	1	56
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,677	5,830	286
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>6,733</b>	<b>5,832</b>	<b>342</b>
当中間期末残高	10,673	1,549	4,282
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	67,848	39,539	67,848
<b>当中間期変動額</b>			
新株の発行	-	20,000	-
剰余金の配当	436	428	436
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,136	793	26,870
自己株式の取得	727	2	769
自己株式の処分	17	0	53
土地再評価差額金の取崩	-	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,677	5,830	286
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>8,959</b>	<b>26,194</b>	<b>28,309</b>
当中間期末残高	58,888	65,733	39,539

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 その他：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>



	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,502百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,290百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,914百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(5) 睡眠預金払戻引当金 睡眠預金払戻引当金は、一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金(以下、「睡眠預金」という。)の払戻に備えるため、過去の一定期間の睡眠預金の払戻実績率から将来の払戻金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左

	前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(6) 偶発損失引当金 同左	(6) 偶発損失引当金 同左
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。 当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。	同左	同左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる中間貸借対照表等への影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p>		<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる貸借対照表等への影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>	

## 【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(金融資産の時価評価) 売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。</p> <p>なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて有価証券が3,512百万円増加、その他有価証券評価差額金が3,512百万円増加しております。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は2,544百万円増加、「繰延税金資産」は960百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,584百万円増加しております。</p> <p>なお、変更利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は2,682百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>

## 【注記事項】

## (中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>1 関係会社の株式総額 6,074百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,164百万円、延滞債権額は59,245百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,364百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 4,438百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,803百万円、延滞債権額は51,684百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は891百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 4,438百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,135百万円、延滞債権額は48,966百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,560百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																																
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72,774百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,255百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、12,752百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>30,246百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>6,745百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,120百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、458百万円であります。</p>	有価証券	30,246百万円	現金	33百万円	担保資産に対応する債務		預金	6,745百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は57,379百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,704百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、5,639百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>33,564百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>6,250百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,871百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>4,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券53,341百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、552百万円であります。</p>	有価証券	33,564百万円	貸出金	6,250百万円	現金	32百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,871百万円	借入金	4,000百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額55,662百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,471百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、6,548百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>33,369百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>7,937百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,642百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>9,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,523百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は447百万円であります。</p>	有価証券	33,369百万円	貸出金	7,937百万円	現金	32百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,642百万円	借入金	9,000百万円
有価証券	30,246百万円																																	
現金	33百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	6,745百万円																																	
有価証券	33,564百万円																																	
貸出金	6,250百万円																																	
現金	32百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	5,871百万円																																	
借入金	4,000百万円																																	
有価証券	33,369百万円																																	
貸出金	7,937百万円																																	
現金	32百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	5,642百万円																																	
借入金	9,000百万円																																	

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、220,668百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が216,568百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、206,402百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が203,502百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、219,490百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が217,026百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p>



前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額</p> <p style="text-align: right;">1,338百万円</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額</p> <p style="text-align: right;">1,496百万円</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額</p> <p style="text-align: right;">1,338百万円</p>
<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 13,637百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 14,362百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 14,040百万円</p>
<p>12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,300百万円であります。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,300百万円が含まれております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,300百万円が含まれております。</p>
<p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>
<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,420百万円であります。</p>	<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,645百万円であります。</p>	<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,720百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 444百万円 無形固定資産 234百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却 3百万円、貸倒引当金繰入額 4,866百万円及び株式等償却323百万円を含んでおります。</p> <p>3 当中間期において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 261百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 455百万円 無形固定資産 226百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却 2百万円、貸倒引当金繰入額 1,693百万円、株式等売却損847百万円及び株式等償却197百万円を含んでおります。</p>	<p>2 その他経常費用には、債権売却損1,122百万円を含んでおります。</p> <p>3 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額261百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県内</td> <td>営業用 11ヶ所 店舗</td> <td>土地建物</td> <td>206百万円</td> </tr> <tr> <td>青森県外</td> <td>営業用 3ヶ所 店舗</td> <td>土地建物</td> <td>55百万円</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>遊休資産</td> <td>建物</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失	青森県内	営業用 11ヶ所 店舗	土地建物	206百万円	青森県外	営業用 3ヶ所 店舗	土地建物	55百万円	-	遊休資産	建物	0百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県内</td> <td>営業用 11ヶ所 店舗</td> <td>土地建物</td> <td>206百万円</td> </tr> <tr> <td>青森県外</td> <td>営業用 3ヶ所 店舗</td> <td>土地建物</td> <td>55百万円</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>遊休資産</td> <td>土地建物 動産</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失	青森県内	営業用 11ヶ所 店舗	土地建物	206百万円	青森県外	営業用 3ヶ所 店舗	土地建物	55百万円	-	遊休資産	土地建物 動産	0百万円	
地域	主な用途	種類	減損損失																															
青森県内	営業用 11ヶ所 店舗	土地建物	206百万円																															
青森県外	営業用 3ヶ所 店舗	土地建物	55百万円																															
-	遊休資産	建物	0百万円																															
地域	主な用途	種類	減損損失																															
青森県内	営業用 11ヶ所 店舗	土地建物	206百万円																															
青森県外	営業用 3ヶ所 店舗	土地建物	55百万円																															
-	遊休資産	土地建物 動産	0百万円																															
<p>営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性の強い営業店についても同一のグループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。</p> <p>なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>		<p>営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。</p> <p>なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>																																

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	10,482	2,580	5,061	8,000	(注)
合計	10,482	2,580	5,061	8,000	

(注) 1. 普通株式の増加2,580千株のうち、2,500千株は定款に定める取締役会決議による買受による増加、80千株は単元未満株式の買受による増加であります。

2. 普通株式の減少5,061千株のうち、5,000千株は消却による減少、61千株は単元未満株式の買増による減少であります。

当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,024	13	3	8,034	(注)
A種優先株式					
合計	8,024	13	3	8,034	

(注) 普通株式の自己株式の増加13千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少3千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	10,482	2,787	5,244	8,024	(注)
合計	10,482	2,787	5,244	8,024	

(注) 1. 普通株式の増加2,787千株のうち、2,500千株は定款に定める取締役会決議による買受による増加、また、287千株は単元未満株式の買受による増加であります。

2. 普通株式の減少5,244千株のうち、5,000千株は自己株式の消却による減少、244千株は単元未満株式の買増による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																																																																																												
<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、営業用自動車であります。 (イ) 無形固定資産 該当ございません。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 営業用店舗建物のうち1ヶ店(国道支店)であります。 (イ) 無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 当事業年度末においてリース資産はありません。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																																																																																												
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>2,039百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1,908百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,947百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,542百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1,314百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,856百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">中間会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>497百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>593百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,090百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>514百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>665百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,179百万円</td></tr> </table> <li>・ 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>352百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>310百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>25百万円</td></tr> </table> <li>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	取得価額相当額		有形固定資産	2,039百万円	無形固定資産	1,908百万円	合計	3,947百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	1,542百万円	無形固定資産	1,314百万円	合計	2,856百万円	中間会計期間末残高相当額		有形固定資産	497百万円	無形固定資産	593百万円	合計	1,090百万円	1年内	514百万円	1年超	665百万円	合計	1,179百万円	支払リース料	352百万円	減価償却費相当額	310百万円	支払利息相当額	25百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,390百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1,893百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,284百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,118百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1,553百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,672百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">中間会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>271百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>340百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>611百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>387百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>279百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>667百万円</td></tr> </table> <li>・ 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>264百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>231百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>15百万円</td></tr> </table> <li>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	取得価額相当額		有形固定資産	1,390百万円	無形固定資産	1,893百万円	合計	3,284百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	1,118百万円	無形固定資産	1,553百万円	合計	2,672百万円	中間会計期間末残高相当額		有形固定資産	271百万円	無形固定資産	340百万円	合計	611百万円	1年内	387百万円	1年超	279百万円	合計	667百万円	支払リース料	264百万円	減価償却費相当額	231百万円	支払利息相当額	15百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,615百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1,905百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,520百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,238百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1,438百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,677百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">期末残高相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>376百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>466百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>843百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料期末残高相当額</li> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>475百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>441百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>916百万円</td></tr> </table> <li>・ 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>637百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>560百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>45百万円</td></tr> </table> <li>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	取得価額相当額		有形固定資産	1,615百万円	無形固定資産	1,905百万円	合計	3,520百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	1,238百万円	無形固定資産	1,438百万円	合計	2,677百万円	期末残高相当額		有形固定資産	376百万円	無形固定資産	466百万円	合計	843百万円	1年内	475百万円	1年超	441百万円	合計	916百万円	支払リース料	637百万円	減価償却費相当額	560百万円	支払利息相当額	45百万円
取得価額相当額																																																																																																														
有形固定資産	2,039百万円																																																																																																													
無形固定資産	1,908百万円																																																																																																													
合計	3,947百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
有形固定資産	1,542百万円																																																																																																													
無形固定資産	1,314百万円																																																																																																													
合計	2,856百万円																																																																																																													
中間会計期間末残高相当額																																																																																																														
有形固定資産	497百万円																																																																																																													
無形固定資産	593百万円																																																																																																													
合計	1,090百万円																																																																																																													
1年内	514百万円																																																																																																													
1年超	665百万円																																																																																																													
合計	1,179百万円																																																																																																													
支払リース料	352百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	310百万円																																																																																																													
支払利息相当額	25百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
有形固定資産	1,390百万円																																																																																																													
無形固定資産	1,893百万円																																																																																																													
合計	3,284百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
有形固定資産	1,118百万円																																																																																																													
無形固定資産	1,553百万円																																																																																																													
合計	2,672百万円																																																																																																													
中間会計期間末残高相当額																																																																																																														
有形固定資産	271百万円																																																																																																													
無形固定資産	340百万円																																																																																																													
合計	611百万円																																																																																																													
1年内	387百万円																																																																																																													
1年超	279百万円																																																																																																													
合計	667百万円																																																																																																													
支払リース料	264百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	231百万円																																																																																																													
支払利息相当額	15百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
有形固定資産	1,615百万円																																																																																																													
無形固定資産	1,905百万円																																																																																																													
合計	3,520百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
有形固定資産	1,238百万円																																																																																																													
無形固定資産	1,438百万円																																																																																																													
合計	2,677百万円																																																																																																													
期末残高相当額																																																																																																														
有形固定資産	376百万円																																																																																																													
無形固定資産	466百万円																																																																																																													
合計	843百万円																																																																																																													
1年内	475百万円																																																																																																													
1年超	441百万円																																																																																																													
合計	916百万円																																																																																																													
支払リース料	637百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	560百万円																																																																																																													
支払利息相当額	45百万円																																																																																																													

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

## (重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																
		<p>(金融機能強化法に基づく公的資金の申請検討開始)</p> <p>当行は、平成21年5月7日開催の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下、「金融機能強化法」という。)に基づく国の資本参加の申請(以下、「公的資金の申請」という。)に向けた検討を開始することを決議いたしました。</p> <p>1. 公的資金の申請の検討を開始する目的</p> <p>金融機能強化法の趣旨を踏まえ、更なる資本増強を図ることで、中小企業等への安定的かつ円滑な資金供給をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資することを目的とするものです。</p> <p>2. 公的資金の申請の内容</p> <p>申請の金額、資金払込みの時期等につきましては、未確定であります。</p> <p>(資本準備金及び利益準備金の減少)</p> <p>当行は、平成21年6月25日開催の定時株主総会において、資本準備金及び利益準備金の減少を決議いたしました。</p> <p>1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的</p> <p>会社法第448条第1項に基づき、当事業年度の欠損を填補し、安定配当を維持するとともに、将来の環境変化等に対する財務戦略上の柔軟性および機動性を確保することを目的として行うものであります。</p> <p>2. 減少する資本準備金および利益準備金の額</p> <table border="1" data-bbox="927 1211 1374 1435"> <thead> <tr> <th></th> <th>減少前</th> <th>減少額</th> <th>減少後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本準備金</td> <td>19,775</td> <td>10,607</td> <td>9,167</td> </tr> <tr> <td>利益準備金</td> <td>4,392</td> <td>4,392</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24,167</td> <td>15,000</td> <td>9,167</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 資本準備金および利益準備金の額の減少の方法</p> <p>資本準備金の減少額はその他資本剰余金に、利益準備金の減少額はその他利益剰余金に振り替えます。</p>		減少前	減少額	減少後	資本準備金	19,775	10,607	9,167	利益準備金	4,392	4,392	-	計	24,167	15,000	9,167
	減少前	減少額	減少後															
資本準備金	19,775	10,607	9,167															
利益準備金	4,392	4,392	-															
計	24,167	15,000	9,167															

## 4 【その他】

該当事項なし

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社みちのく銀行  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の間接連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社みちのく銀行  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社みちのく銀行  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社みちのく銀行  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。